

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 8 月 14 日（金）第 745 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|---|--------------|---|
| ○指定納付受託者の指定 | （デジタル推進課取扱い） | 1 |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 | （障害福祉課取扱い） | 1 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | （経営技術課取扱い） | 2 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 | （農地整備課取扱い） | 2 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 | （砂防課取扱い） | 2 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | （南薩地域振興局取扱い） | 3 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （南薩地域振興局取扱い） | 3 |

公

告

- | | | |
|---------------------|--------------|---|
| ○落札者等の公告 | （デジタル推進課取扱い） | 3 |
| ○令和 8 年度採石業務管理者試験公告 | （商工政策課取扱い） | 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 5 |

告

示

鹿児島県告示第477号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号東京ポートシティ竹芝オフィスタワー14F
- 指定納付受託者を指定した日
令和 8 年 8 月 3 日
- 指定納付受託者に納付させる歳入
鹿児島県電子申請システムを利用した鹿児島県への申請、届出その他の法令等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知に係る使用料又は手数料（指定納付受託者が提供するソフトウェアを使用し、収納代行を行うサービスにより納付させるものに限る。）
- 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 8 年 8 月 3 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第478号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
上坊 翔太	独立行政法人国立病院機構南九州病院	姶良市加治木町木田 1882	循環器科	令和 8 年 8 月 5 日
羽田 佑加子	南さつま市立坊津病院	南さつま市坊津町泊 19	消化器科	令和 8 年 8 月 5 日
黒木 智文	春陽会中央病院	肝属郡肝付町新富 485 番地	整形外科	令和 8 年 8 月 5 日
宇都 寛高	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町西平 4107 番 7	呼吸器科	令和 8 年 8 月 5 日
内田 裕一	加治木温泉病院	姶良市加治木町木田 4714	神経内科	令和 8 年 8 月 5 日
下高原 淳一	いぶすき内科	指宿市十町 2321 番地 1	内科	令和 8 年 8 月 5 日

鹿児島県告示第 479 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 8 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住 所
鹿児島県肥第 1310 号	令和 11 年 8 月 31 日	魚廃物加工肥料	マリンプロ 541	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里 2762 番地

鹿児島県告示第 480 号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第二面縄地区 2 期換地区の工事は、令和 8 年 1 月 29 日に完了した。

令和 8 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 481 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成 19 年 2 月 16 日鹿児島県告示第 262 号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち中俣 2 地区及び平成 29 年 10 月 13 日鹿児島県告示第 1009 号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち中俣 2 地区に係る区域の指定は、廃止する。

令和 8 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
中俣 2 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 7 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 7 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地

1 号	垂水市中俣字徳村2549番 4
2 号 3 号	垂水市中俣字今水2397番
4 号	垂水市中俣字今水2401番 1
5 号	垂水市中俣字今水2406番 1
6 号	垂水市中俣字徳村2538番
7 号	垂水市中俣字徳村2539番 1

南薩地域振興局告示第 4 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 8 年 8 月 14 日

南薩地域振興局長 富吉宏治

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
こども発達支援施設ぐーちょきぱー	南九州市穎娃町 上別府4568番地 25	社会福祉法人みず ほ福祉会	南九州市穎娃町 上別府字森西 4567番地 1	川畑 貴史	令和 8 年 4 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
放課後等デイサー ビスみなみな東教 室	南さつま市加世 田東本町36番地 6	特定非営利活動法 人みなみなさつま	南さつま市加世 田本町 5 番16ー 1 階	坂之上竜治	令和 8 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス
育成支援ONEすて っぷ	南九州市川辺町 中山田252	社会福祉法人御領 福祉会	南九州市穎娃町 御領3450番地 2	宮元 裕一	令和 8 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス
ことばと発達のサ ポートのびっこ	指宿市十町343 番地 2	社会福祉法人新西 方福祉会	指宿市新西方字 大長崎725番地	吉留浩一郎	令和 8 年 4 月 1 日	保育所等 訪問支援

南薩地域振興局告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 8 年 8 月 14 日

南薩地域振興局長 富吉宏治

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	障害福祉 サービス の種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
総合支援センター わかば	指宿市十町1814 番地	社会福祉法人あす なる福祉会	南九州市穎娃町 上別府字西場 6543番	山本 茂樹	令和 8 年 4 月 1 日	生活介護
いぶすき就労選択 支援センター	指宿市十二町 4320	本御蔵コンサルテ ィング合同会社	指宿市十二町 4320	野田 善嗣	令和 8 年 4 月 1 日	就労選択 支援

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
職員コミュニケーションシステム及び関連機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報システム係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 6 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱H C キャピタル株式会社九州支店
福岡市博多区店屋町 1 番 35 号
- 5 落札金額
267, 300, 000 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 5 月 15 日

.....

令和 8 年度採石業務管理者試験公告

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 第 1 項の規定により、令和 8 年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 14 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 試験の期日
令和 8 年 10 月 9 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験の場所
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）
- 3 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8, 100 円
- 6 受験手続
(1) インターネットによる受験申込み
ア 受験申込方法
鹿児島県電子申請共同運営システム（<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
入力方法等手続の詳細については、鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）に掲載の電子申請システム申請マニュアルを参照すること。
イ 試験手数料の支払方法
(ア) 試験手数料（8, 100 円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）による支払又は P a y - e a s y （ペイジー）対応のインターネットバンキングや A T M 等からの払込みにより納付すること。
なお、一旦納付された試験手数料は、返還しない。
(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレス、D i n e r s

(2) 郵送又は持参による受験申込み

ア 提出書類等

(ア) 受験願書

(イ) 写真（縦6センチメートル、横4センチメートルのものであって、出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(ウ) 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

イ 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書き、書留郵便とすること。

7 受付期間

(1) インターネットによる受験申込み

令和8年8月21日（金）午前9時から同年9月21日（月）午後5時まで

(2) 郵送又は持参による受験申込み

令和8年8月21日（金）から同年9月21日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、令和8年9月21日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

(1) 試験の詳細については、鹿児島県のホームページに掲載の採石業務管理者試験実施要領を参照すること。

(2) 試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年8月14日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市溝辺町崎森字榎原2984番11の一部、2985番3及び2985番10

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 霧島市溝辺町崎森字榎原2985番3の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市南栄四丁目9番7

株式会社ティーアールエス

代表取締役 瀬川洋平